

✓現所有者申告書 添付書類チェックリスト

遺産分割協議などが終わっていない場合

- ☐被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本
- ☐現所有者全員の住民票の写しまたは戸籍の附票
- ☐現所有者全員の現在の戸籍謄本
- ☐法定相続人のうち死亡している者がいれば、死亡が確認できる書類（被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本内で確認できる場合は不要）
- ☐法定相続人のうち、放棄している者がいれば相続放棄申述受理通知書の写し

遺産分割協議書がある場合

- ☐遺産分割協議書の写し
- ～下記は上記書類内にある場合は不要です～
- ☐法定相続人全員の印鑑登録証明書
 - ☐被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本
 - ☐現所有者全員の現在の戸籍謄本
 - ☐現所有者全員の住民票の写しまたは戸籍の附票

遺言書がある場合

- ☐遺言書（自筆証書遺言の場合は、検認済証明書または遺言書情報証明書を含む。）の写し
- ☐被相続人の死亡が確認できる戸籍謄本または住民票
- ☐現所有者全員の住民票の写しまたは戸籍の附票

留意事項（共通）

- ※ 遺産分割協議書、遺言書などがない場合、当該土地・家屋は法定相続人全員の共有とみなされ、固定資産税・都市計画税は法定相続人全員が連帯して納税する義務を負います。
- ※ 添付書類は全てコピーしたもので構いません。
- ※ 戸籍謄本は、法務局出張所（登記所）で作成された法定相続情報一覧図で代用可能です。
- ※ 状況により、必要書類に変更が生じる場合があります。
- ※ 上記に当てはまらない場合は木更津市役所資産税課へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

〒292-8501 木更津市朝日3丁目8番1号 木更津市財務部資産税課 TEL 0438-23-8674